

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年5月10日(金)午後3時から午後4時20分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター2階会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (14名)

1番	椎名弘	委員	2番	滝田博司	委員
3番	伊藤明美	委員	4番	戸村光男	委員
5番	塚本一治	委員	6番	加瀬安男	委員
7番	大木正俊	委員	8番	土屋玲子	委員
9番	佐藤和	委員	11番	玉澤幸雄	委員
12番	高品文敬	委員	14番	布施陽子	委員
15番	佐藤郁太郎	委員	16番	布施行雄	委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (9名)

19番	太田孝夫	委員	20番	小林重紀	委員
21番	椎名正和	委員	22番	平山敏之	委員
23番	宇野恵三郎	委員	24番	金城ハル子	委員
25番	土屋功	委員	26番	関口孝男	委員
29番	秋山菊次	委員			

4 欠席委員

(1) 農業委員 (3名)

10番	石橋慎司	委員	13番	鈴木茂	委員
17番	小林須美子	委員			

(2) 農地利用最適化推進委員 (3名)

18番	林博之	委員	27番	寺本利幸	委員
28番	江波戸和男	委員			

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和6年度第1次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 令和5年度第8次農用地利用集積計画に係る決定取消願について 1件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について 1件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に ついて	4件
議案第6号 令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価（案）に ついて	(別冊)
その他	

6 事務局職員出席者  
(農業委員会事務局) 事務局員 3名  
(農林水産課) 職員 3名

## 7 会議の概要

事務局 ただ今から令和6年5月農業委員会定例総会を開会いたします。

高品会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は高品会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中14名で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、7番大木正俊委員、8番土屋玲子委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和6年度第1次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る5月8日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

3番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る5

月8日、午後2時00分より、市民ふれあいセンター2階会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和6年4月30日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和6年度第1次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしくお願ひします。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和6年度第1次農用地利用集積計画(案)について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和6年度第1次農用地利用集積計画(案)について」の採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「令和5年度第8次農用地利用集積計画に係る決定取消願について」を議題といたします。事務局より説明をお願ひします。

事務局 【議案書に基づいて令和5年度第8次農用地利用集積に係る決定取消願の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認め、議案第2号「令和5年度第8次農用地利用集積計画に係る決定取消願について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号について、採決に入ります。議案第2号について、原案のとおり取消すことに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり取消すことに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号の議案書をご覧ください。番号1番と2番は利用権の設定、番号3番と4番は所有権の設定に関する件です。

**【議案第3号、番号1番から4番について議案書を基に朗読】**

番号1番から4番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、番号1番と2番は、議案第5号の番号4番の農地法第5条の規定による許可申請に付随する案件であるため、議案第5号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

16番 番号1番と2番について、周辺の営農条件に支障を生ずる恐れはないと思われれます。

3 番 番号3番について、譲受人は近隣市に住所を有する農地所有適格法人で、許可要件に問題ないと思われま

す。

6 番 番号4番について、公正証書に基づく所有権移転で許可要件に問題ないと思われま

す。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください

**【議案第4号、番号1番について議案書を基に朗読】**

番号1番について、当初事業計画者は議案書記載のとおり、令和3年に農地転用許可を受け、貸住宅を建築予定でしたが、専用住宅建築へ変更となりました。今回の計画変更申請はこの後の議案第5号番号1番の申請をするために手続き上必要なものとなっています。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

1 番 　番号1番について、当初事業計画者は議案書記載のとおり、農地転用許可を受け、貸住宅を建築予定でしたが、その後状況が変わり、承継後の事業計画は専用住宅として計画するもので、問題ないと考えます。

議 長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 　議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議ないものと認め、議案第4号について、採決に入ります。  
議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 　賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 　次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 　それでは、議案第5号の議案書を御覧ください。

**【議案第5号、番号1番から番号4番を議案書を基に朗読】**

番号1番について、専用住宅用地として田446㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、貸駐車場用地として田1,566㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、貸駐車場用地として田50㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、営農型太陽光発電設備用地として、畑3,162㎡の内0.426㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題な

いと考えます。

議 長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

1 番 　番号1番について、専用住宅1棟、木造2階建て建築面積は67.96㎡で駐車場2台を予定しています。農地区分は第一種農地相当ですが、例外的規定に該当すると考えられ、転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、譲受人は申請地を購入し、駐車場として整備した上で貸し出す事を計画しています。農地区分は第一種農地相当ですが、例外的規定に該当すると考えられ、転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、譲受人は番号2番と同一で同目的で購入する隣接地ですので、申し上げた通りで、農地区分と転用目的も番号2番と同様です。

16番 　番号4番について、譲受人は営農型太陽光発電事業を主とする会社で、今回申請地に設備の設置を計画するものです。農地区分は農用地区域内農地ですが、例外的規定に該当すると考えます。転用目的に問題なく、周辺地域への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

議 長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 　議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 　御異議ないものと認め、議案第5号について、採決に入ります。  
議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 　賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 　次に、議案第6号「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価(案)について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【別冊議案書に基づいて令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価(案)の内容を説明】

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 議案第6号「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価(案)について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 それでは、農業委員会による点検・評価をお願いいたします。  
(各委員より意見あり)

議長 他にございませんか。

議長 ないようですので、議案第6号「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価(案)について」、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。  
よって本日の結果の字句、数字、その他の整理を議長に一任し、整理した結果を推進委員等に後日通知するとともに、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況を翌月に公表いたします。

議長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。  
本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 令和6年度第1次農用地利用集積計画(案)について (別冊)	
議案第2号 令和5年度第8次農用地利用集積計画に係る決定取消願について	1件
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について	1件
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	4件
議案第6号 令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価(案)に	



ついて

(別冊)

その他

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和6年5月10日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。